



固定資産税にかかる縦覧・閲覧ができます

縦覧：「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により町内の他の土地・家屋の評価額をご覧いただき、自己の所有する土地・家屋の評価額が適正であるかどうかを確認していただく制度です。

閲覧：「固定資産課税台帳」により固定資産税の課税内容を確認していただく制度です。

● 縦覧：「土地・家屋価格等縦覧帳簿」

縦覧できる人	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産税の納税者本人または代理人 ● 納税者と同居の親族 ● 納税管理人
お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 納税者等本人であることを確認できるもの（運転免許証など） <p>※代理人の場合は委任状が必要になります。</p>

● 閲覧：「固定資産課税台帳」

閲覧できる人	①	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産税の納税義務者または代理人 ● 納税義務者と同居の親族 ● 納税管理人 	納税義務者本人の課税台帳を閲覧できます。
	②	<ul style="list-style-type: none"> ● 借地人、借家人等 	賃貸借契約などの対象となっている土地・家屋の課税台帳を閲覧できます。
	③	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産の処分をする権利を有する方 	当該権利のある土地・家屋の課税台帳を閲覧できます。
お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 納税義務者等本人であることを確認できるもの（運転免許証など） <p>※代理人の場合は委任状が必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法人の場合は、代表者印を押印した申請書または委任状 ● 上記②・③の方は、権利を有することがわかるもの（賃貸借契約書・不動産登記簿など） 		

期間 4月1日（金）から5月25日（水）まで（土・日・祝日除く）

時間 午前8時45分～午後5時15分まで

場所 役場庁舎1階 税務課 課税グループ

問合せ 税務課 課税グループ ☎21-2115



余市税務署からのお知らせ

● 振替納付日について

令和3年分の確定申告の振替納付日は、次表のとおりです。

令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告	令和4年4月21日（木）
令和3年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告	令和4年4月26日（火）

※確実に振替納付できるよう、振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

● 期限内に納付できなかった場合

期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で振替納税ができなかった場合には、法定納期限（令和3年分の所得税および復興特別所得税は令和4年3月15日（火）、個人事業者の消費税および地方消費税は令和4年3月31日（木））の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかります。

この場合、金融機関（日本銀行歳入代理店）または所轄の税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付していただくことになります。

納付書は、税務署または所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

なお、金融機関または税務署の納税窓口での納付以外にクレジットカード納付やコンビニ納付の方法があります。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。余市税務署に問合せください。

問合せ 余市税務署 ☎22-2093